

# 事業所並びに栃木県農協健康保険組合が

## 共同で利用する個人データの公表について

栃木県農協健康保険組合

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。栃木県農協健康保険組合(以下「当組合」という。)では、個人データについて、当組合の適用事業所(以下「事業所」という。)と共同利用しております。

したがって、法律で求められている 1.共同利用する旨、2.共同利用する個人データ項目、3.共同利用する者の範囲、4.共同利用する者の利用目的、5.個人データ管理部署について、次のように公表いたします。

### 1. 共同利用する趣旨

当組合では、被保険者の健康管理を考える上で効率的、効果的に実施するため、事業所とともに、健診データなどを共同利用いたします。

### 2. 共同利用する個人データ項目について

- ・労働安全衛生法に規定する健康診断のデータ
- ・健診履歴、未健診者、精密検査対象者、特定健診対象者、特定保健指導対象者、階層化

### 3. 個人データを共同利用する者の範囲について

- ・事業所 事業主、人事・労務、健康管理担当者、産業医
- ・当組合 保健事業事務担当者

### 4. 個人データを共同利用する者の利用目的について

- ・事業所においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。また、職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、当組合とともに、健康の保持・増進に努めます。
- ・当組合においては、健康保険法第 150 条の趣旨に則り、事業所とともに、被保険者の健康の

保持・増進に努めます。

具体的個人データの利用は、当組合のコンピュータにデータ保存し、対象者を抽出し、保健指導を実施します。また、健診の受診勧奨、健診受診状況および未受診者の抽出、健診データの分析による保健事業計画策定・コラボヘルスに活用します。

#### 5. 個人データの管理責任者

- ・事業所 人事・労務担当責任者
- ・当組合 保健指導課 課長